平成２３年（フ）第２２１号
千葉県旭市江ケ崎448番地　江ケ崎コーポ４
債務者　高木里美こと　ラオケウコン　ウオンサワン
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２８号
千葉県東金市油井1046番地３　丘山団地70号
債務者　宮山　　和
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３０号
千葉県山武郡大網白里町大網336番地の４
債務者　足達　正幸
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３４号
千葉県山武郡横芝光町木戸8789番地
債務者　加瀬　政孝
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３８号
千葉県銚子市清川町３丁目５番地の７
債務者　平野　コト
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４３号
千葉県旭市ニの5045番地20
債務者　遠藤晋一郎
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５０４号
相模原市中央区田名5587番地11
債務者　伊森　　実
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５９０号
相模原市南区旭町７番18号　センチュリー大野205号
債務者　松田　　勇
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６０８号
相模原市南区下溝403番地１　シャロームクラマ301
債務者　長谷川克美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２０号
相模原市中央区緑が丘１丁目９番４号
債務者　本多　健志
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２５号
相模原市中央区横山台２丁目18番１―307号
債務者　吉村　公利
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２６号
神奈川県座間市相武台１丁目27番地の１　ワコーレ相武台前302号
債務者　川野　芳照
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６３０号
相模原市緑区二本松３丁目14番26号　相模タウンハウスⅢ107
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８８号
新潟県南蒲原郡田上町大字原ケ崎新田1383番地
債務者　渡邊　洋美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１０１号
新潟県燕市花見835番地１　ソレイユルヴァンＢ102号、前住所埼玉県富士見市大字水子4651番地　ハウス寿202
債務者　毎熊奈々子（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１０２号
新潟県燕市大曲2829番地
債務者　石田　定晴
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４８６号
愛知県一宮市浅井町小日比野字本郷1650番地　Ｔ．Ｙハイツ Ｂ―203号
債務者　西　佐智子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部